

## 農林水産分野における遺伝資源利用促進事業（拡充）

【47（28）百万円】

### 対策のポイント

「強み」のある農産物等の創出を目指し、我が国の品種開発を加速させるため、海外の遺伝資源の円滑な導入・利用に必要な情報の提供や相手国等との意見調整を行います。

### <背景／課題>

- ・「強み」のある農産物等の創出を目指し、我が国における品種開発を加速させるためには、変化に富んだ海外の遺伝資源を円滑に導入できる環境が不可欠です。しかし、近年、途上国を中心とする遺伝資源保有国において、権利意識の高まりから遺伝資源の持ち出しを規制する傾向があります。
- ・このため、**海外の遺伝資源を円滑に導入・利用するために必要な情報の収集・提供や有望な遺伝資源保有国との意見調整**を行います。

### 政策目標

海外からの遺伝資源の取得に関する合意が4か国で行われる  
(平成28年度)

### <主な内容>

#### 1. 国内利用者への情報提供

遺伝資源保有国において現地調査を実施し、国内利用者に対して遺伝資源の取得に係る国際ルール、諸外国の法制度や遺伝資源へのアクセス手続に係る専門知識及び各国における遺伝資源の賦存状況等について情報の収集・提供を行います。

#### 2. 遺伝資源取得のために相手国等との意見調整

遺伝資源の取得に係る合意形成に向け、国内利用者と遺伝資源保有国政府、関連機関等との意見調整を推進します。

委託費  
委託先：民間団体等

[お問い合わせ先：大臣官房環境政策課 (03-6744-2017)]

# 農林水産分野における遺伝資源利用促進事業(拡充)【47(28)百万円】

## 背景

途上国を中心とする遺伝資源保有国において、権利意識の高まりにより、自国の遺伝資源の持ち出しを規制する傾向  
→ 我が国における遺伝資源を利用した研究活動や産業活動が停滞するおそれ

## 事業内容

### ① 国内利用者への情報提供

- ・ 遺伝資源の取得に係る国際ルール  
(生物多様性条約、ITPGR、名古屋議定書(未発効)等)
- ・ 遺伝資源の提供に関する諸外国の法制度
- ・ 遺伝資源保有国における遺伝資源の賦存状況等
- ・ 遺伝資源へのアクセス手続に係る専門知識



### ② 遺伝資源の取得の合意等に係る調整

我が国の利用者と相手国政府、遺伝資源保有機関等との遺伝資源取得交渉を推進



## 効果

- 情報の不足により遺伝資源の導入を躊躇する国内利用者の不安を解消
- 国家間の関係構築、遺伝資源の探索等の効率化につながり、遺伝資源の円滑な導入を加速
- 遺伝資源の取引方法等の合意により、国内利用者による当該国の遺伝資源へのアクセスが可能に
- 他の遺伝資源保有国に応用可能な優良取引事例の創出、育種主体への取得ノウハウの提供

国内遺伝資源利用者による海外の遺伝資源の円滑な導入と適切な利用を促進し、  
画期的な農作物等の新品種や新食品の開発を促進